

久留米市等最低制限価格制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、久留米市及び久留米市企業局（以下「本市等」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、建設コンサルタント業務（測量、設計、地質調査及び補償コンサルタント等をいう。以下同じ。）及び市有施設維持管理業務（市の建物の清掃、建築物及びその附帯設備の維持管理等をいう。以下同じ）の競争入札に関し、本市等建設工事、建設コンサルタント業務及び市有施設維持管理業務の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第10条第1項（第19条において準用する場合も含む）の規定に基づく最低制限価格に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 最低制限価格制度の対象は全ての建設工事、建設コンサルタント業務及び市有施設維持管理業務とする。

（最低制限価格の算定）

第3条 前条に規定する本市等が発注する建設工事、建設コンサルタント業務及び市有施設維持管理業務の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げる最低制限比較価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

（入札無効）

第4条 最低制限比較価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を無効とする。

（入札参加者への通知）

第5条 一般競争入札の場合は規則第4条の規定による入札の公告により、指名競争入札の場合は規則第17条第2項の規定による指名競争入札参加者への通知により、当該入札に最低制限価格が設定されていることを通知する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名の通知を行うものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名の通知を行うものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名の通知を行うものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名の通知を行うものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名の通知を行うものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年9月26日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名の通知を行うものについて適用する。

別表 最低制限比較価格の算定方法

区分	計算式
建設工事	最低制限比較価格（注1、注2） $=[直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.9 + 現場管理費 \times 0.9 + 一般管理費 \times 0.68]$ 注1）ただし、入札書比較価格（規則第9条第1項で規定する予定価格から消費税額を控除した額をいう。）に8/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、入札書比較価格に8/10を乗じて得た額を、入札書比較価格に9/10を乗じて得た額を上回る場合にあっては、入札書比較価格に9/10を乗じて得た額とする。 注2）千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。

建設コンサル タント業務	最低制限比較価格（注１） $=[\text{入札書比較価格} \times 0.75]$ 注１） 千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。
市有施設維持 管理業務	最低制限比較価格（注１、注２） $=[\text{直接人件費} \times 1.0 + \text{直接物品費} \times 0.9 + \text{業務管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68]$ 注１） ただし、入札書比較価格（規則第９条第１項で規定する予定価格から消費税額を控除した額をいう。）に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、入札書比較価格に7.5/10を乗じて得た額を、入札書比較価格に9.2/10を乗じて得た額を上回る場合にあっては、入札書比較価格に9.2/10を乗じて得た額とする。 注２） 千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。